

市民参加の総合的評価 基準・水準の委員からの意見に対する対応について

1 評価の方法に関する意見について

No.	意見	関連する市民参加条例の条文	対応	補足
1	市民参加の手法の数の審議会を「公募委員のいる審議会」に限定する。	11条	審議会について公募委員の有無にかかわらず市民参加の対象とする。	市民参加条例では審議会の公募委員数を求めておらず、公募委員のいない審議会も設置可能である。その審議会に対して公募委員が必要であったか否かを評価する。
2	市民参加条例が求める評価基準については、条例基準をクリアしさらに市民参加推進に努力が見られるもののみ加点1点とする。 さらに、特段の努力が見られるものについては2点を加点する。	該当なし	現行のままとする。	現在の市民参加の基準は「市民参加条例に合致しているか」の判断指標となっており、また水準はそれに上乗せを行ったものを評価するほか、新たな市民参加の手法の取り組みを実施した際の評価の指針となっており、別個の判断材料となっている。 そのため、条例に適合しているかどうか、条例から上乗せされた評価される新たな部分があるかの2つの基準で細かい評価ができるものと思われる。

2 基準・水準に関する変更

No.	意見	関連する市民参加条例の条文	対応	補足
1	審議会の基準「公募委員の数・全体に占める割合」の●1の「複数の公募枠を設けているか」とあるが、公募枠は一つでないのか。誤解を招く表現である。	11条	表現を「複数の公募枠を設けているか」から「公募枠となっているか」に変更する。	本来は2人以上公募枠を設けているかとの趣旨であるが、11条において審議会の目的に応じて公募枠の構成割合を変化するとあり、審議内容に応じた公募枠となっているかを評価するよう変更する。
2	審議会の選考基準にて「男女比や地域の割合」とあるのを水準から基準へ移行する	11条	意見のとおり修正する。	条例基準を満たすレベルであるため
3	【審議会】 募集方法について「募集期間は適当か」を具体的な数字を入れて基準へ移行する	11条	現行のままとする。	条例に募集期間の定めは記載していないため、条例の基準ではなく市民参加推進会議が求める水準に該当するものと思われる。また、募集期間については具体的な定めがないため期間を明記するのは難しい。
4	【審議会】 会議の開催回数・時間帯の水準を全て基準へ移行する	10条～13条	一部修正のうえ対応する。	当該基準については項目の全てが条例に記載されていないため、基準とするか水準とするかは委員会の裁量となる。 なお、4つの基準を重要度で並べるとすれば「委員の参加」、「十分に議論できる開催回数」は基準、「傍聴者の参加」、「会議開催の間隔」は水準レベルと思われる。
5	【審議会】 「HPなどで議論の経過がわかるよう一覧化」、「会議録の逐語録・要約録」、「結果発表までの期間」を全て基準へ移行する。 また、重複表現をなくす。	12条、13条	一部修正の上対応する。	3つの項目については条例に規定がないことから水準レベルである。 また、重複表現については「結果公表までの～」を削除する。
6	【審議会】 「情報公開コーナー～で結果を公表している」は表現がひとつ上のもので重複しているため削除する。	12条、13条	意見のとおり修正する。	
7	【パブリックコメント】 募集期間・提出方法の水準の「通常の内容であれば～」を削除する。	16条	意見のとおり修正する。	2週間以上は条例で定めていることであり、重複表現となっているため。
8	【パブリックコメント】 提供資料の水準「その他必要な事項として～」を事前周知の方法へ移す。	15条	意見のとおり修正する。	条例に明記されていることから、条例のレベルであり、また15条において検討結果の公表予定時期やその公表方法を周知することとしている。

No.	意見	関連する市民参加条例の条文	対応	補足
9	【パブリックコメント】 提供場所の水準「センターに設置するなど～」を削除する。	16条	現行のままとする。	センターに設置するなどの工夫については、条例では明記されていないため、原案のままとする。
10	【パブリックコメント】 結果公表・取り扱いの水準「募集の際に資料を～」、「適切な募集をした結果～」、「結果公表までの～」を条例基準へ移行する。	15条	現行のままとする。	いずれも条例内で明記されていないため、市民参加推進会議が求める水準である。
11	【アンケート】 事前の周知の方法の水準「アンケートの結果を審議会～」を結果公表・取り扱いの基準へ移行する。	17条	一部修正する。	結果公表・取り扱いへの移行は意見のとおり修正する。 また、アンケートの結果の審議会への利用については条例に明記していないため水準である。
12	【アンケート】 調査方法・調査期間の水準「無作為抽出が望ましい」を調査対象へ移行する。	17条	意見のとおり修正する。	無作為抽出は水準レベルであり、調査対象に該当する項目であることから。
13	【アンケート】 調査方法・調査期間の水準「アンケート実施期間が2週間以上あるか」を条例基準とする。	17条	現行のままとする。	アンケートの期間については条例に明記されておらず、市民感覚での評価となることから水準レベルである。
14	【アンケート】 調査対象の水準「対象者は内容と～」を基準へ移行し、表現を修正する。	2条、17条	意見のとおり修正する。	調査内容と調査対象者があっているかどうかは条例から基準レベルであると見込まれるため。
15	【アンケート】 発送件数・回収件数・回収率の基準「計画策定などに～」を削除し、新たに「計画策定などの分析、検討に資するに足る発送件数(母数)となっているか」、「統計処理手法に適合する回収率を確保しているか」を追加する	17条	現行のままとする。	追加された2基準は原案の「計画策定などに～」において位置づけされている内容である。 また、検討に資する発送件数や統計処理手法に適合するか否かは判断に専門的な知識を要する。
16	【アンケート】 発送件数・回収件数・回収率の水準「回収率は30%を超えているか」を削除する。	17条	意見のとおり修正する。	回収率の目安を30%と明記すると、数字のみにとらわれてしまい、市民感覚での評価が実施できないため。
17	【アンケート】 結果公表・取り扱いの水準「市民が参考とできるよう～」を「市民が活用できるよう～」へ修正する。	17条	現行のままとする。	結果の公表や取り扱いでは市民への積極的な情報の公開や透明性を規定しているが、資料の活用については目的としていないため。
18	【アンケート】 結果公表・取り扱いの水準「結果公表までの期間は適切か」を表現を変更し、結果を(概ね〇〇日)以内に公表しているかに変更し、基準へ移行する。	17条	現行のままとする。	条例に結果公表までの期間は記載しておらず、市民の感覚をもって評価されるべきものである。
19	【意見交換会・ワークショップ・その他の手法】 開催場所の「地域などを考慮した開催場所か」、「時間帯や曜日等配慮をしているか(意見交換会・その他の手法)」を削除する	19条、22条、24条	意見のとおり修正する。	基準の「回数だけでなく、市民が参加できる場所や時間帯となっているか」と重複するため。
20	【意見交換会】 資料の提供の基準に「資料を提供できない場合に趣旨等について口頭説明が十分に行われたか」を追加する。	19条	現行のままとする。	資料を提供しない場合の理由についての評価の基準はすでに明記されている。また口頭説明が行われたかどうかは資料ではわからない。
21	【意見交換会・ワークショップ】 資料の提供の水準の「原則として資料は提供すべき」、「提供されてない場合であっても～」を削除する。	19条、22条	現行のままとする。	資料の提供がされていない場合であってもそれが閲覧されているかに応じて市民参加の手法を細かく評価することができるため。
22	【意見交換会・ワークショップ・その他の手法】 参加者の資格の水準「参加資格はないほうが望ましい」、「参加資格は最低限とすべきである」を削除する。	19条、22条、24条	一部修正する。	「参加資格がないほうが望ましい」は基準自体が曖昧となっているため削除する。 また、「参加資格は最低限とすべきである」は資格が最低限となっているかどうかを市民感覚で判断できるため水準に残す。

No.	意見	関連する市民参加条例の条文	対応	補足
23	【意見交換会・ワークショップ・その他の手法】 結果公表・取り扱いの水準「結果公表までの期間は適切か」を表現を変更し基準へ移行する。表現は、「結果を(概ね〇〇日)以内に公表しているか」に変更する。	19条、22条、24条	現行のままとする。	条例に結果公表までの期間は記載しておらず、市民感覚で評価されるべきものである。
24	【ワークショップ】 事前周知の方法の水準「その他必要な事項として～」を表現を変えたうえで基準へ移行する。表現は、「担当課名や参加募集人数、検討結果の公表時期等を周知しているか。」に変更する。	19条、22条	意見のとおり修正する。	条例に基づく基準と認められるため。
25	【その他の手法】 市民参加の内容の基準に「当該市民参加の方法が、他の市民参加の方法に加えて実施することの効果が高くなるのか」を追加する。	24条	意見のとおり修正する。	その他の手法の内容は、条例に明文されていないことから、すべて水準での評価となっていたが、意見は条例の基準を追加して評価を行うことを提案しており、またその内容は市民参加条例に適合している。
26	【その他の手法】 市民参加の内容の水準の「市民参加の内容が適切なものか」、「市民参加の方法として～」を削除し、「内容に新規性、革新性が認められ、実施の効果が高い」を追加する。			